

ひとりで悩まず、最寄りの相談機関へご相談を（DV被害者支援）

～配偶者からの暴力（DV）は重大な人権侵害です～



【配偶者からの暴力（DV）の種類】

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首をしめる、熱湯をかける、髪を引っ張る、腕をねじる、引きずりまわす など
精神的暴力 (言葉の暴力)	大声で怒鳴る、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、召使いのように扱う、無視する、人前で侮辱する、「実家の両親を殺すぞ」などと脅す など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにアダルトビデオをみせる など
経済的暴力	生活費を渡さない、働きたいのに働かせない、妻の収入や預金を勝手に使う、妻のお金を取り上げる など
社会的暴力	外出や外部との接触を制限する、交友関係を監視する など

【栗原市内の相談窓口】 相談内容はプライバシー保護により守られます。

機 関 名	電 話 番 号	住 所	受 付 時 間
宮城県北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 母子・障害班	(0228) 22-2118	栗原市築館藤木 5-1	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、休日を除く)
栗原市子育て支援課	(0228) 22-2360	栗原市築館薬師 1-7-1	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、休日を除く)
若柳警察署生活安全課	(0228) 32-3111	栗原市若柳字川北原畑 4-4	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、休日、夜間は 当直で対応)
築館警察署生活安全課	(0228) 22-1101	栗原市築館字留場中田 201-2	

※ 電話相談・面接相談のいずれでも対応しています。お気軽にご相談下さい。

【その他の相談窓口】

宮城県女性相談センター	電話番号 022-256-0965
女性センターでは、女性の抱えている悩み事や困りごとなどの相談に応じ、解決に向けて助言・指導を行っています。相談は、来所、電話いずれでも結構です。相談の内容によっては、他の専門機関の紹介も行います。	
【受付時間】 8時30分～17時00分（土日・年末年始を除く）	
みやぎ夜間・休日DVほっとライン	電話番号 022-725-3660
県では、配偶者やパートナー・恋人などから、DVによる被害を受けている方の様々な相談に応じるため、電話相談窓口「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設しています。（秘密厳守）	
【受付時間】 毎週木・土曜日 17時00分～21時00分（休日・年末年始を除く） 第2・4日曜日 9時00分～17時00分（年末年始を除く）	